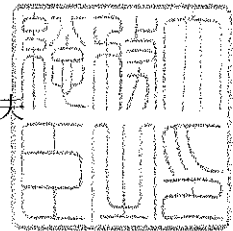




総政企第 194 号
平成21年 6 月 8 日

統計委員会委員長
竹 内 啓 殿

総 務 大 臣
鳩 山 邦 夫



諮問第 18 号
国勢調査の変更について（諮問）

標記について、平成 21 年 6 月 1 日付け総統勢第 121 号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(国勢調査の変更について)

1 調査の目的等

国勢調査（以下「本調査」という。）は、統計法（平成 19 年法律第 53 号、以下「法」という。）第 5 条第 2 項に基づき、国勢統計（法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する基幹統計）を作成し、国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策等の基礎資料を得ることを目的として、我が国に常住する者すべてを対象として実施される調査である。

本調査は、大正 9 年以降ほぼ 5 年ごとに実施されており、平成 22 年に実施される本調査は 19 回目の調査となり、10 年ごとに実施される大規模調査に当たる。

2 変更の趣旨

平成 17 年に実施された本調査において、国民の個人情報保護意識の変化、本調査への理解及び協力意識の低下、不在世帯や接触が困難な世帯の増加など、調査実施上の課題が顕在化したことを踏まえ、本調査を円滑かつ的確に実施するため、調査環境の変化に応じた調査事項、調査方法等の見直しを行う。

3 変更内容

(1) 調査事項の変更

ア 調査内容の充実

(ア) 雇用形態の区分の変更

非正規雇用の拡大など雇用形態が多様化している現状を踏まえ、雇用形態の実態を一層的に把握するため、「従業上の地位」における「雇われている人」の区分を「常雇」及び「臨時雇」から「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」に変更する。

(イ) 5 歳未満の子供の出生地の把握

地域別の将来人口の正確な推計に資するため、従前把握していなかった 5 歳未満の子供の出生地について、その子供が出生当時に普段住んでいた場所の回答を求める形で把握する。

イ 調査事項の削除等

(ア) 家計の収入の種類削除

世帯における記入への忌避感が強い「家計の収入の種類」について、政策における利用状況が低い項目であることなどから、調査事項から削除する。

(イ) 就業時間の削除

専ら「雇われている人」の「常雇」及び「臨時雇」の区分と組み合わせることにより、雇用形態の実態を間接的に把握するために用いられてきた「就業時間」について、前記ア(ア)のとおり、「雇われている人」の区分を雇用形態を直接把握するものに変更することに伴い、把握の必要性が低下することから、調査事項から削除する。

(ウ) 住宅の床面積の回答方法の変更

過去の本調査で回答しにくいと感じる世帯の割合が高かった「住宅の床面積」の回答方法を、実数記入方式から選択肢方式に変更する。

(2) 調査方法等の変更

ア 調査方法の変更

(ア) 封入提出方式の全面導入

個人情報保護意識の高まりを踏まえ、すべての世帯において、調査票を封筒に封入して提出する方式（以下「封入提出方式」という。）を導入する。

(イ) 郵送提出方式の併用

調査票の円滑な提出を図るため、調査員に調査票を提出する方式に加え、郵送により調査票を提出する方式（以下「郵送提出方式」という。）を導入する。

郵送提出方式の導入に伴い、調査票を確実に回収し、調査結果の精度を確保するため、期限までに調査票が提出されない世帯に対し、調査員が訪問して回収を行う。

(ウ) インターネットを用いた回答方式の一部導入

インターネットを利用して回答を行う方式について、調査の効率化等が期待できることから、将来の本格的な導入に向け、モデル地域として指定する都道府県において導入する。

イ 調査方法の変更に伴う精度確保のための措置

(ア) 業務記録情報の活用の根拠の明確化

封入提出方式の全面導入及び郵送提出方式の導入を踏まえ、調査結果の精度を確保するため、市町村における調査票の記入内容の補完に際し、住民基本台帳等の業務記録情報を円滑に活用できるよう、市町村事務の処理基準にその根拠を明記する。

(イ) 法第 15 条に基づく関係者に対する質問等の導入

上記業務記録情報の活用等によっても調査票の記入内容を十分に補完できない場合、調査結果の精度を確保するため、市町村の職員等による法第 15 条に基づく関係者に対する質問等（例えばマンション管理会社への質問）を行い、記入内容を補完する。

ウ 調査方法の変更に伴う市町村の負担軽減のための措置

調査方法の変更に伴い増加する市町村の事務負担を軽減するとともに、調査に関する照会に効率的に対応するため、コールセンター（民間事業者に委託）を設置するなどの措置を講じる。

(3) 集計事項等の変更

ア 集計事項の変更

(ア) 集計事項の拡充

①前記(1)ア(ア)の調査事項の変更に併せた、非正規雇用等に関する集計の追加、②進行する高齢化社会の実態をより詳細に把握することを目的とした、高齢者の年齢区分を細分化した集計の実施、③詳細な地域分析を可能とすることを目的とした、いわゆる「平成の市町村大合併」以前の市町村の単位による集計の拡充等を行う。

(イ) 集計対象の変更

調査方法の変更に伴い、後記イ(ア)のとおり「人口速報集計(要計表による人口集計)」の公表時期を延伸せざるを得ない状況の中で、当該集計における対象を、政策上早期の公表が求められている「総人口」及び「総世帯数」に限定し、「男女別人口」の集計については、「抽出速報集計」（調査年の翌年 6 月公表）等に委ねる。

イ 公表時期の変更

(ア) 人口速報集計、産業等基本集計等の公表時期の延伸

調査方法の変更に伴い、調査票の回収及び審査に時間を要することになるため、「人口速報集計（要計表による人口集計）」の公表時期の延伸（調査年の12月→調査年の翌年の1～2月。およそ1～2か月程度の延伸）等を行う。

また、産業大分類の格付け事務の変更に伴い、「産業等基本集計（第2次基本集計）」の公表時期の延伸（調査年の翌々年の1月→調査年の翌々年の4月。およそ3か月程度の延伸）等を行う。

(4) 職業等基本集計等の公表時期の早期化

集計結果の早期公表の要望に応えるため、「職業等基本集計（第3次基本集計）」の公表時期の早期化（調査年の3年後の2月→調査年の翌々年の11月。およそ4か月程度の早期化）等を行う。

平成22年国勢調査の概要

目的

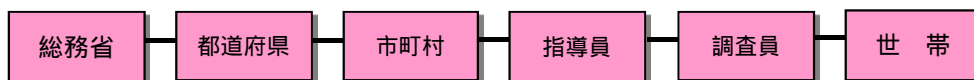
統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、国内の人・世帯の実態を把握するとともに、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として実施するもので、国の最も基本的な統計調査である。
大正9年以降ほぼ5年ごとに実施されており、平成22年に実施される調査は19回目の調査となり、10年ごとに実施される大規模調査に当たる。



概要

- 調査時期 : 平成22年10月1日
- 調査対象 : 平成22年10月1日現在、我が国に常住するすべての人
ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く
- 調査事項 : 【世帯員に関する事項】
男女の別、出生の年月、就業状態など15事項
【世帯に関する事項】
世帯の種類、住居の種類、住宅の建て方など5事項
- 調査方法 : < 調査票の配布 >
調査員が世帯と面接し、記入依頼を行った上で調査票を配布
- < 調査票の回収 >
調査員（全封入）、郵送又は（一部地域においては）オンラインによる回収
- < フォローアップ回収 >
所定の期間内に調査票が提出されていない世帯については、調査員が当該世帯を訪問して調査票を直接回収

調査の流れ :



結果利用

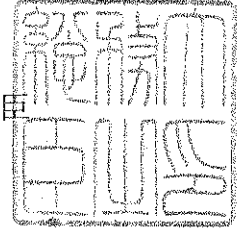
- 法定人口としての利用
衆議院議員の小選挙区の画定基準、都道府県・市町村議会の議員定数の決定、地方交付税の算定基準 等
- 行政施策の基礎資料としての利用
保育所の整備・充実など、安心して子供を産み育てる環境の整備など少子化対策の基礎資料、高齢者福祉施策の基礎資料 等
- 各種標本調査の抽出フレームとしての利用
労働力調査、家計調査等の抽出フレーム 等
- 学術、教育、民間など広範な分野で利用
人口学・地理学、将来人口の推計の基礎資料 等

別添

総統勢第 121号
平成21年6月1日

総務大臣 殿

総務大臣



基幹統計調査の変更について (申請)

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

国勢調査

主管部課	総務省統計局統計調査部国勢統計課
事務担当者	奥野 重徳 電話 03 (5273) 1152



申請事項記載書

1 調査の名称
国勢調査

2 変更の内容

変更事項	現行事項	変更理由
<p>1 調査の名称 国勢調査</p> <p>2 調査の目的 統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。) 第5条第2項の規定に基づき、国勢統計(法第2条 第4項第1号に規定する基幹統計)を作成し、国内 の<u>人及び世帯</u>の実態を把握し、各種行政施策その他 の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 本邦(総務省令で定める島を除く。) (2) 属性的範囲 前記(1)記載の範囲に常住する者(ただし、 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員 やその家族を含む。)及び外国軍隊の軍人・軍属 とその家族は除く。)</p> <p>4 報告を求める者 (1) 数 約1億3千万人(約5千万世帯)</p>	<p>1 調査の名称 国勢調査</p> <p>2 調査の目的 統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。) 第5条第2項の規定に基づき、国勢統計(法第2条 第4項第1号に規定する基幹統計)を作成し、国内 の<u>人口</u>の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎 資料を得ることを目的とする。</p> <p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 本邦(総務省令で定める島を除く。) (2) 属性的範囲 前記(1)記載の範囲に常住する者(ただし、 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員 やその家族を含む。)及び外国軍隊の軍人・軍属 とその家族は除く。)</p> <p>4 報告を求める者 (1) 数 約1億3千万人(約5千万世帯)</p>	<p>統計法第5条第1項の 規定に合わせた修正</p>

<p>(2)選定の方法(全数 無作為抽出 有意抽出)</p> <p>(3)報告義務者</p> <p>ア 後記5(1)中のア～ソに掲げる事項については世帯員が、同タ～トに掲げる事項については世帯主又は世帯の代表者が、それぞれ報告しなければならない。</p> <p>イ 報告は、世帯主(世帯の代表者を含む。)又は世帯員が調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。</p> <p><u>ただし、総務大臣が指定する都道府県内にある世帯については、政府統計共同利用システムを利用して報告することができる。</u></p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1)報告を求める事項</p> <p>調査票(別添1)により、次に掲げる事項を調査する。ただし、法第5条第2項ただし書の規定による国勢調査にあつては、キ、ク、ケ及びソに掲げる事項を除く。</p> <p>ア 氏名 イ 男女の別 ウ 出生の年月 エ 世帯主との続柄 オ 配偶の関係</p>	<p>(2)選定の方法(全数 無作為抽出 有意抽出)</p> <p>(3)報告義務者</p> <p>ア 後記5(1)中のア～タに掲げる事項については世帯員が、同チ～ニに掲げる事項については世帯主又は世帯の代表者が、それぞれ報告しなければならない。</p> <p>イ 報告は、世帯主(世帯の代表者を含む。)又は世帯員が調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。</p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1)報告を求める事項</p> <p>調査票(別添1)により、次に掲げる事項を調査する。ただし、法第5条第2項ただし書の規定による国勢調査にあつては、キ、ク、ケ、<u>タ及びテ</u>に掲げる事項を除く。</p> <p>ア 氏名 イ 男女の別 ウ 出生の年月 エ 世帯主との続柄 オ 配偶の関係</p>	<p>調査事項の変更に伴う変更</p> <p>一部の都道府県においてインターネットを用いて回答することを可能とするための記述を追加</p> <p>調査事項の変更に伴う変更</p>
---	--	---

<p>カ 国籍 キ 現在の住居における居住期間 ク 5年前の住居の所在地 ケ 在学、卒業等教育の状況 コ 就業状態</p> <p>サ 所属の事業所の名称及び事業の種類 シ 仕事の種類 ス 従業上の地位 セ 従業地又は通学地 ソ 従業地又は通学地までの利用交通手段 タ 世帯の種類 チ 世帯員の数</p> <p>ツ 住居の種類 テ 住宅の床面積 ト 住宅の建て方</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 調査実施年の10月1日午前零時現在</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 総務省 - 都道府県 - 市町村 - 指導員 - 調査員 (2) 調査方法(調査員調査 __ 郵送調査 __ オンライン調査 __ その他())</p>	<p>カ 国籍 キ 現在の住居における居住期間 ク 5年前の住居の所在地 ケ 在学、卒業等教育の状況 コ 就業状態 サ 就業時間</p> <p>シ 所属の事業所の名称及び事業の種類 ス 仕事の種類 セ 従業上の地位 ソ 従業地又は通学地 タ 従業地又は通学地までの利用交通手段 チ 世帯の種類 ツ 世帯員の数 テ 家計の収入の種類</p> <p>ト 住居の種類 ナ 住宅の床面積 ニ 住宅の建て方</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 調査実施年の10月1日午前零時現在</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 総務省 - 都道府県 - 市町村 - 指導員 - 調査員 (2) 調査方法(調査員調査 __ 郵送調査 __ オンライン調査 __ その他())</p>	<p>「人口・世帯の基本となる統計」、「ニーズへの対応」、「正確性の確保」及び「国民負担への配慮」の各視点から検討を行い、調査事項を削減</p> <p>世帯が調査票を回答しやすく、提出しやすい調査方法とするため、郵送調査及び一部都道府県におけるオンライン調査を追加</p>
--	--	--

<p>ア 調査の方法</p> <p><u>(ア) 調査票の配布</u> 調査員が調査票を世帯ごとに配布する。</p> <p><u>(イ) 調査票の収集</u> 調査員が世帯から調査票を収集するほか、<u>世帯から市町村長への郵送により調査票を収集する。</u> ただし、前記4(3)イただし書記載による場合には、<u>市町村職員が、政府統計共同利用システムから当該市町村内にある世帯に係る報告を求める事項を入手する。</u> また、世帯から調査票の収集ができない場合には、調査員が、関係者の協力を得て、聞き取り調査を行い、報告を求める事項の一部を入手する。</p> <p>イ 指導員及び調査員</p> <p>指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。指導員は、市町村長の指導を受けて、調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。</p> <p>調査員は、市町村長及び指導員の指導を受けて、担当調査区内にある世帯に係る調査票の配布・収集、世帯名簿(別添2)及び調査区要図(別添3)の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。</p>	<p>ア 調査の方法</p> <p><u>調査は、調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する等の方法により行う。</u> なお、世帯から調査票の収集ができない場合には、調査員が、関係者の協力を得て、聞き取り調査を行い、報告を求める事項の一部を入手する。</p> <p>イ 指導員及び調査員</p> <p>指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。指導員は、市町村長の指導を受けて、調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。</p> <p>調査員は、市町村長及び指導員の指導を受けて、担当調査区内にある世帯に係る調査票の配布・収集・検査、世帯名簿(別添2)及び調査区要図(別添3)の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。</p>	<p>郵送調査及び一部都道府県におけるオンライン調査の導入に伴う記述を追加</p> <p>封入提出の全面導入に伴い、調査員による調査票の検査を廃止</p>
--	---	---

<p>7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 5年 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 9月23日～10月<u>24</u>日</p> <p>8 集計事項 集計は、総務省において、「国勢調査集計事項」(別添4)について、「国勢調査集計体系及び結果の公表・提供等一覧」(別添5)に示す次の区分により行う。 なお、独立行政法人統計センターの中期目標により総務大臣が指示した集計については、同法人が策定した中期計画の認可を経て、同法人が当該業務を行うこととする。</p> <p>(1) 速報集計 ア <u>人口速報集計(要計表による人口集計)</u> イ 抽出速報集計</p> <p>(2) 基本集計</p>	<p>7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 5年 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 9月23日～10月<u>15</u>日</p> <p>8 集計事項 集計は、総務省において、「国勢調査集計事項」(別添4)について、「国勢調査集計体系及び結果の公表・提供等一覧」(別添5)に示す次の区分により行う。 なお、独立行政法人統計センターの中期目標により総務大臣が指示した集計については、同法人が策定した中期計画の認可を経て、同法人が当該業務を行うこととする。</p> <p>(1) 速報集計 ア <u>要計表による人口集計</u> イ 抽出速報集計</p> <p>(2) 基本集計</p>	<p>郵送提出及び一部都道府県におけるオンライン回答の導入に伴い、調査票の提出状況の把握に時間を要すこと、また、調査票の提出状況の把握後に調査票未提出世帯からの調査票の回収(フォローアップ回収)を行うことから、調査の実施期間を延長</p> <p>集計結果の内容が分かりやすい名称に変更</p>
--	--	--

<p>ア <u>人口等基本集計（第1次基本集計）</u> イ <u>産業等基本集計（第2次基本集計）</u> ウ <u>職業等基本集計（第3次基本集計）</u></p> <p>(3) 抽出詳細集計 (4) 従業地・通学地集計 (5) 人口移動集計(法第5条第2項ただし書の規定による国勢調査を除く。) (6) 小地域集計</p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日 調査結果は、前記8の集計区分に応じ、集計の完了したものから順次、インターネットへの掲載又は結果表を閲覧に供する方法等により公表する。(別添5) なお、「<u>人口速報集計（要計表による人口集計）</u>」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数については調査を実施する年の翌年2月末までに、「<u>人口等基本集計（第1次基本集計）</u>」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数(確定人口及び世帯数)については調査を実施する年の翌年10月末までに、それぞれ官報に公示する。</p>	<p>ア <u>第1次基本集計</u> イ <u>第2次基本集計</u> ウ <u>第3次基本集計</u></p> <p>(3) 抽出詳細集計 (4) 従業地・通学地集計 (5) 人口移動集計(法第5条第2項ただし書の規定による国勢調査を除く。) (6) 小地域集計</p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日 調査結果は、前記8の集計区分に応じ、集計の完了したものから順次、インターネットへの掲載又は結果表を閲覧に供する方法等により公表する。(別添5) なお、「<u>要計表による人口集計</u>」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数については調査を実施する年の12月末までに、「<u>第1次基本集計</u>」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数(確定人口及び世帯数)については調査を実施する年の翌年10月末までに、それぞれ官報に公示する。</p>	<p>封入提出の全面導入による調査員の調査票検査の廃止、また、要計表作成の基となる世帯名簿の作成方法の変更等により、要計表作成の期間が延伸することに伴い、要計表による人口集計の公表期限を延伸</p>
--	---	---

10 使用する統計基準

産業分類及び職業分類は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づいたものとするが、大分類項目を除く分類項目の一部については、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。

ただし、「国勢調査における統計基準適用上の特記事項」(別添6)に掲げる分類項目についてはこの限りでない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

書類名	保存期間	保存責任者
調査票	3年間	総務省統計局長
調査票の内容 (氏名を除く)	永年	同上

10 使用する統計基準

産業分類及び職業分類は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づいたものとするが、大分類項目を除く分類項目の一部については、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

書類名	保存期間	保存責任者
調査票	3年間	総務省統計局長
調査票の内容 (氏名を除く)	永年	同上

日本標準職業分類については、現在、統計委員会において、統計基準として設定することについて検討中であることから、この答申を踏まえ、平成22年国勢調査において使用する分類を確定
日本標準産業分類及び日本標準職業分類について、正確に分類を行うためには、調査事項を追加するなどの措置が必要であるが、報告者負担などの観点から困難であり、平成22年国勢調査において使用する産業分類及び職業分類の適用上の特記事項を設定

が転写されている電磁的記録			が転写されている電磁的記録			世帯からの回答を得られず、聞き取り調査を実施しても、また、市町村が利用可能な行政情報を活用しても、な
世帯名簿	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市町村長	世帯名簿	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市町村長	
調査区要図	同上	同 上	調査区要図	同上	同 上	
市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長	市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長	
都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事	都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事	
結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録	永年	総務省統計局長	結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録	永年	総務省統計局長	
12 立入検査等の対象とすることができる事項 前記5(1)中のア、イ及びチに掲げる事項						

		お調査票の記入漏れが十分に補完されない場合に、調査結果の精度を確保するための措置として、市町村等の職員による統計法第15条に基づく関係者に対する質問等を導入
--	--	--